

第6章 防災指針



第6章 防災指針

1 防災指針とは

1-1 防災指針の考え方

防災指針は、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域に対して、居住誘導区域からの除外を推進するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対して計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むための指針です。

1-2 防災指針の検討の流れ

「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省、2022（令和4）年10月）では、防災指針の検討の流れは、以下のとおりとなっています。

- コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るため居住誘導区域からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に防災指針を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが必要です。
- このため、防災指針の検討に当たっては、
 - ①立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
 - ②リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直し
 - ③居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討を行うことが必要です。
- また、居住誘導区域外に現に生活している居住者の安全を確保するための取組も、避難路・避難場所を整備する場合には居住誘導区域外の居住者の利用も考慮して位置・規模を検討するなど、併せて検討することが必要です。

2 防災上の課題の抽出

2-1 防災上の課題の抽出における災害リスクの考え方

前述の災害リスクの状況、災害リスクのある地域別の状況を踏まえ、以下のエリアを対象とし、防災上の課題として抽出します。

災害等の種別	災害リスク情報	対象とする災害リスク
洪水	浸水想定区域(計画規模)	年超過確率 10～100 年に 1 回程度の規模であるため、全ての浸水深を対象とします。
	浸水想定区域(想定最大規模)	全ての浸水深を対象としますが、年超過確率 1000 年に 1 回程度の規模であるため、平屋の立地状況への該当については、垂直避難が困難になる 3m 以上を対象とします。
	浸水想定区域(想定最大規模 家屋倒壊等氾濫想定区域)	氾濫流、河岸浸食の全てを対象とします。
	浸水想定区域(想定最大規模 浸水継続時間)	3 日以上孤立すると食料備蓄等の関係から健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあると考えられるため、浸水継続時間が 3 日を超えるエリアを対象とします。
津波	津波浸水想定区域	全てを対象とします。
土砂災害	土砂災害警戒区域、 土砂災害土砂災害特別警戒区域	全てを対象とします。
大規模盛土	大規模盛土造成地	この造成地は、本町の用途地域内にはほとんど見られず、また、災害リスクの高い危険な箇所を示しているわけではないため、都市機能の集積及び、避難支援・避難場所との関係においてのみ対象とします。
高潮	浸水想定区域	全てを対象とします。
ため池浸水	浸水想定区域	全てを対象とします。
内水	浸水想定区域	全てを対象とします。

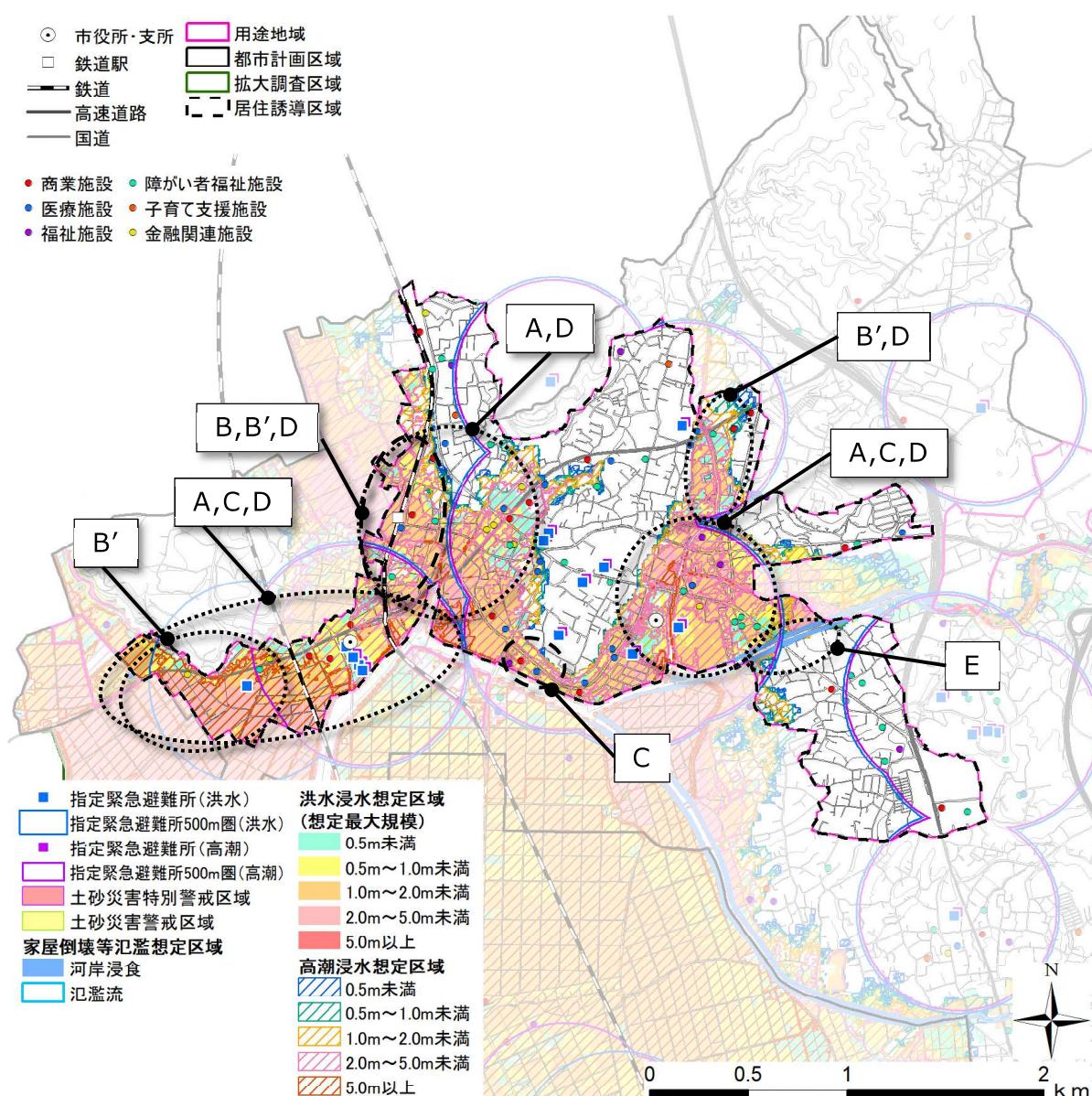
上記の対象とする災害リスク及び下表に該当する箇所を災害リスクの高いエリアとし、防災上の課題として抽出します。

A	都市機能等が集積するなど拠点性の高いエリアである。
B	避難場所より離れている。(避難場所から 500m 圏外)
B'	避難場所より離れている。(福祉避難所から 500m 圏外)
C	病院、診療所、福祉施設、保育所、幼稚園等が立地している。(避難支援の必要性が高いと考えられる)
D	垂直避難が困難な建物が集積している。(洪水、津波、高潮ハザードを対象)
E	家屋倒壊のおそれがある建物が集積している。

2-2 防災上の課題の抽出

(1) 洪水・土砂災害・高潮

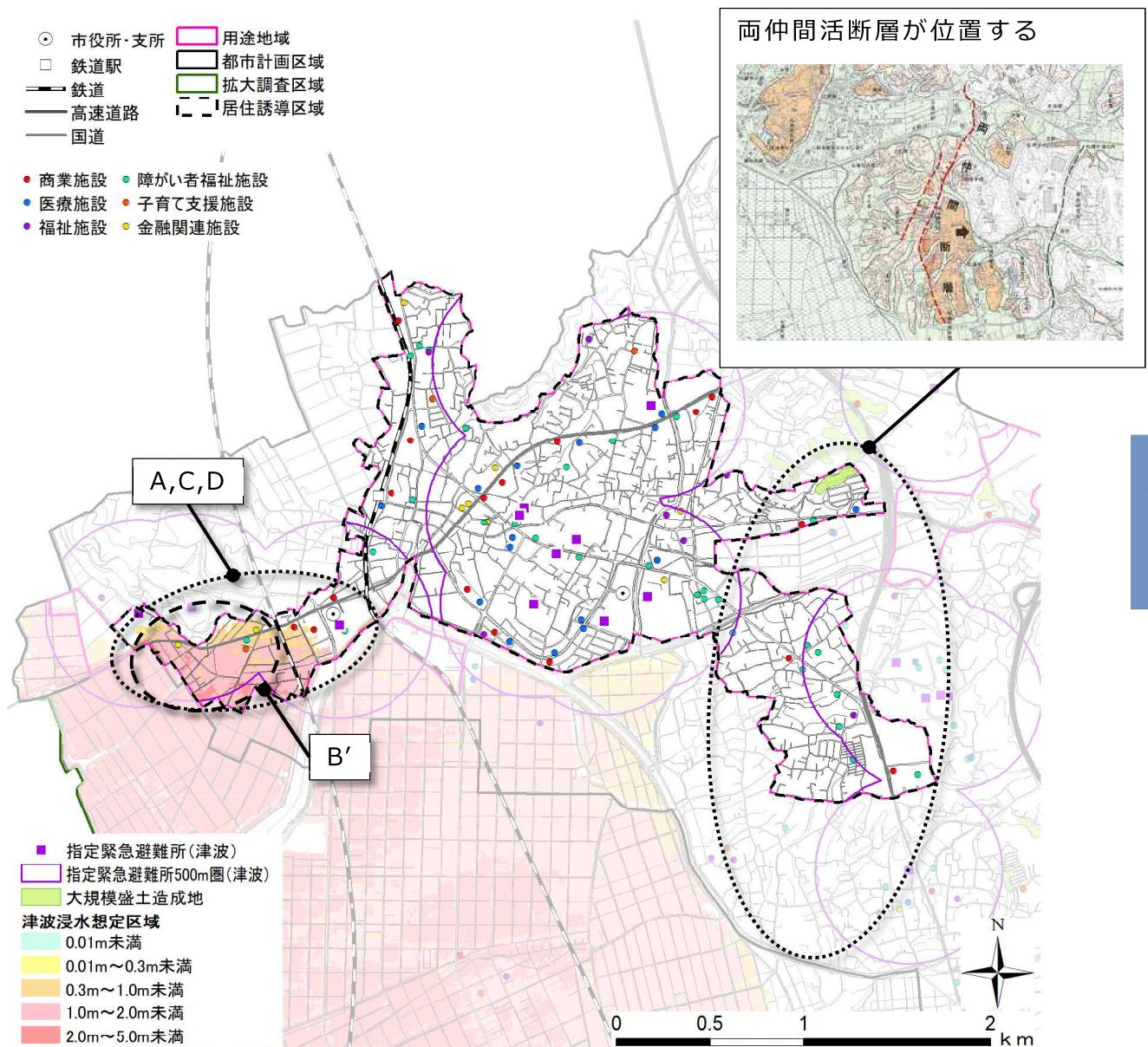
A	都市機能等が集積するなど拠点性の高いエリアである。
B	避難場所より離れている。(避難場所から 500m 圏外)
B'	避難場所より離れている。(福祉避難所から 500m 圏外)
C	病院、診療所、福祉施設、保育所、幼稚園等が立地している。(避難支援の必要性が高いと考えられる)
D	垂直避難が困難な建物が集積している。(洪水、高潮ハザードを対象)
E	家屋倒壊のおそれがある建物が集積している。



▲災害リスクと都市情報の重ね合わせ図（洪水・土砂災害・高潮）

(2) 地震・津波

A	都市機能等が集積するなど拠点性の高いエリアである。
B'	避難場所より離れている。(福祉避難所から 500m 圏外)
C	病院、診療所、福祉施設、保育所、幼稚園等が立地している。(避難支援の必要性が高いと考えられる)
D	垂直避難が困難な建物が集積している。(津波ハザードを対象)

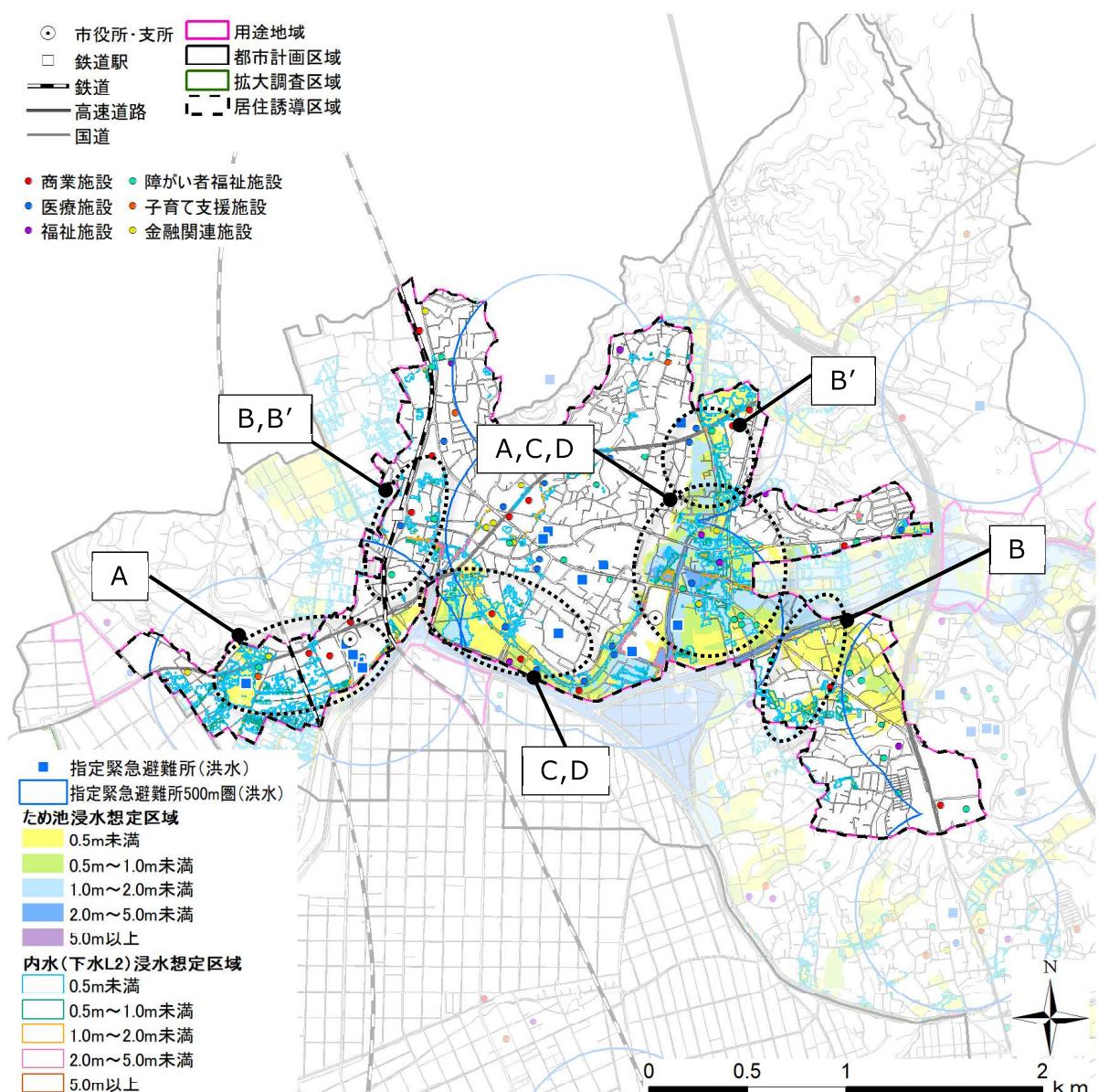


▲災害リスクと都市情報の重ね合わせ図（地震・津波）

資料：府内資料等（前項参照）

(3) ため池浸水・内水

A	都市機能等が集積するなど拠点性の高いエリアである。
B	避難場所より離れている。(避難場所から 500m 圏外)
B'	避難場所より離れている。(福祉避難所から 500m 圏外)
C	病院、診療所、福祉施設、保育所、幼稚園等が立地している。(避難支援の必要性が高いと考えられる)
D	垂直避難が困難な建物が集積している。(ため池浸水・内水ハザードを対象)



▲災害リスクと都市情報の重ね合わせ図（ため池浸水・内水）

資料：府内資料等（前項参照）

3 防災まちづくりの将来像及び取組方針

3-1 防災まちづくりの将来像・基本方針

防災・減災に向けた課題を踏まえ、第4章まちづくりの方針の施策・誘導方針（ストーリー）に示した「誘導方針3：安全・安心に暮らすことができる防災都市構造の形成」を将来像とします。

【防災まちづくりの将来像（誘導方針3）】 安全・安心に暮らすことができる防災都市構造の形成

3-2 防災まちづくりの取組方針

下記の課題を踏まえ、取組方針を定めます。

A	都市機能等が集積するなど拠点性の高いエリアである。
B	避難場所より離れている。（避難場所から500m圏外）
B'	避難場所より離れている。（福祉避難所から500m圏外）
C	病院、診療所、福祉施設、保育所、幼稚園等が立地している。（避難支援の必要性が高いと考えられる）
D	垂直避難が困難な建物が集積している。（洪水、高潮、ため池、内水ハザードを対象）
E	家屋倒壊のおそれがある建物が集積している。

取組方針1：災害に強い都市基盤整備の推進

災害発生自体を抑制するため、地盤や河川、道路、下水道等の都市基盤における防災・減災対策を推進します。

取組方針2：被害の軽減に向けた住宅及び都市機能の充実

災害による被害の軽減を図るため、防災対策が施された災害に強い建築物の整備の推進を図るとともに、災害発生後も商業や医療等の各都市機能が継続できるよう取組を推進します。

取組方針3：安全な場所への危険回避の推進

災害リスクを抱える場所から、安全な場所への居住誘導を図るとともに、要配慮者施設等の移転促進を図るなど、危険回避の取組を推進します。

取組方針4：災害に強い地域づくり・人づくりの推進

地域ごとに居住者の特性や抱える災害リスクが異なることから、ハード整備のみならず、自主防災組織の設立・活性化や防災訓練の実施、避難計画の作成、意識啓発に向けた災害情報の提供など、地域のニーズに応じた災害に強い地域づくり・人づくりに向けた取組を推進します。

(1) 洪水・高潮・内水・ため池

- 流域治水プロジェクトに基づく、取組を推進し、広域的な観点からの災害対策を進めます。
- 河道掘削や浚渫等の河川の適切な維持管理や河川改修等を進めます。
- 調整池の確保や雨水貯留施設の整備等による都市部における雨水貯留機能の向上に向けた取組を進めます。
- 垂直避難に向けた2階以上の建築物の立地促進や水平避難に向けた避難場所等の確保を進めます。
- 耐震補強や適切な維持管理等を行い、ため池の防災機能の向上に向けた取組を進めます。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域や洪水等の災害リスクの高い区域における建物の立地抑制の規制や防災対策の施された建物の立地促進等に向けた取組の検討を進めます。

(2) 津波・地震

- 緊急輸送道路等の都市基盤の耐震化を進めるとともに、無電柱化等による道路機能の維持に向けた取組を進めます。
- 住宅などの耐震診断や耐震化、不燃化を促進するとともに、密集市街地では狭隘道路等の解消による道路網の強化を進めます。
- 公園・緑地・道路などのパブリックスペースの確保による避難場所の確保や延焼防止対策を進めるとともに、空き家・空き地等の有効活用を進めます。
- 津波からの避難を円滑にするための避難タワー等の整備を進めます。
- 両仲間活断層等の活断層上における建物立地の抑制を進めます。

(3) 土砂災害

- 避難を円滑にするための避難路や避難場所の確保、避難体制等の強化を図ります。

(4) 大規模盛土

- 宅地の安全性を確認する調査の実施を検討します。これを踏まえ、必要に応じて、活動崩落防止対策や液状化防止対策の実施を検討します。

(5) 総合的な防災対策

- 各種ハザードマップ等の周知を徹底し、地域が抱えている災害リスクへの理解の促進を図ります。加えて、各種ハザードマップ等の見直しを検討するなど、近年の災害ハザード等の情報の充実に応じた適切な情報提供を進めます。
- 災害時に情報を迅速かつ広く提供できるよう情報提供手段の検討を進めます。
- 災害発生後の復興を踏まえ、それぞれの施設の機能が維持できるよう業務継続計画等の策定を促進します。
- 避難行動計画や要配慮者施設における避難計画の作成や周知を徹底するなど、円滑な避難を推進します。
- 自主防災組織の結成や地域ごとの防災訓練の実施など、地域における防災活動の活性化及び地域防災力の向上に向けた取組を推進します。

3-3 防災施策への展開

防災・減災に向け、取組方針に基づき、災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取組について県、民間事業者等、他の主体による取組もあわせてハード・ソフトの取組を計画的に推進する。

取組の実施にあたっては、防災まちづくりの長期的な視点を持って、短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）、長期（おおむね20年程度）に区分し、実施プログラムとして各取組のロードマップを定める。

▼防災対策とスケジュール

取組方針	具体的な取組み	関連の強い課題	主体	取組スケジュール		
				短期	中期	長期
災害に強い都市基盤整備の推進	・雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備	災害リスクの低減	全般	市		
	・農業水利施設の整備	災害リスクの低減	全般	県・市		
	・下水道施設の耐震化及び整備	災害リスクの低減	全般	市		
	・調整池、校庭貯留施設の整備	災害リスクの低減	全般	市		
	・道路等の基盤整備による避難経路の確保	災害リスクの低減	全般	県・市		
	・公園、緑地の整備の推進	災害リスクの低減	A、B	県・市		
	・宇城市河川施設個別計画の策定	災害リスクの回避	全般	県・市		
	・河川における流出係数抑制対策	災害リスクの低減	全般	県・市		
	・浚渫等の河川施設の適切な維持管理	災害リスクの低減	全般	県・市		
	・堰改築の撤去、改修の推進	災害リスクの低減	全般	県・市		
	・指定緊急避難場所（松橋中学校）における建替工事	災害リスクの低減	A,C	市		
	・ため池の補強・有効活用	災害リスクの低減	全般	県・市		

取組方針	具体的な取組み	関連の強い課題	主体	取組スケジュール		
				短期	中期	長期
被害の軽減に向けた住宅及び都市機能の充実	・建築物等における耐震改修等の防災機能強化 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	災害リスクの低減	E	県・市・事業者・市民		
	・民間建築物耐震診断事業補助金による民間建築物の耐震化の推進	災害リスクの低減	E	市・事業者・市民		
	・指定緊急避難場所等の避難場所の確保	災害リスクの低減	B	市		
	・災害リスクの高い場所における規制強化の検討	災害リスクの回避	全般	市		
	・2階以上の建築物等の誘導	災害リスクの低減	B、D	市・事業者・市民		
	・家屋倒壊等氾濫想定区域における立地抑制	災害リスクの回避	E	市・事業者・市民		
	・消防施設等の耐震化	災害リスクの低減	A	市		
	・都市機能増進施設における業務継続計画策定の促進	災害リスクの低減	A	市・事業者		
安全な場所への危険回避の推進	・ハザードエリアからの居住移転の促進	災害リスクの回避	全般	県・市・事業者・市民		
	・要配慮者施設の移転の促進	災害リスクの回避	B'、C	県・市・事業者		
災害に強い地域づくり・人づくりの推進	・災害時の情報伝達手段の拡充・強化	災害リスクの低減	全般	県・市		
	・災害危険区域の周知公表	災害リスクの低減	全般	県・市		
	・防災教育、防災訓練による防災意識の向上	災害リスクの低減	全般	市・事業者・市民		
	・災害に備えた一人一人の避難行動計画の活用の普及	災害リスクの低減	全般	市・市民		
	・福祉施設、保育所、幼稚園等における避難計画作成の支援	災害リスクの低減	B'、C	市・事業者		
	・自主防災組織の結成推進、強化	災害リスクの低減	全般	市・事業者・市民		